

平成 22 年産米の生産数量目標の配分について

平成 22 年 5 月 17 日制定
東京都水田農業推進協議会

1 方針

東京都内の平成 21 年の耕地面積は 7,800ha(全国(4,609,000ha)の約 0.17%)で、毎年 100ha 以上の農地が失われ、水田についても改廃が続いている。

このような状況の中、東京都は、生産はもとより都市環境の改善などの多面的機能を有する、現存する農地を保全していくという基本的スタンスで農業振興施策を進めているところである。

特に雨水のかん養や子どもたちに対する食育の場となるなど多くの機能を持つ水田については、維持保全に努めているところである。

従って、東京都水田農業推進協議会としては、米穀の需給を保ちつつ、東京都内の水田を可能な限り維持する方向で配分ルールを定めることとする。

2 配分方法の基本的な考え方

- (1) 東京都では、農業者別水稲作付面積などの詳細な水田情報が不足しているため、農業共済への加入状況、JA・生産組合長等からの聞き取りなどにより、より多くの農業者に配分が行えるように、これらの情報の把握に努める。
- (2) 22 年産の配分方法については、(1)による情報把握と、農業者に対する戸別所得補償モデル対策(以下「モデル対策」という。)の周知徹底を図り、農業者からのモデル対策への参加申出に基づき、昨年実績を踏まえた生産数量目標及び面積換算値を配分、通知する。
- (3) 生産数量目標の面積換算には、農林水産統計の 21 年産水稲の東京都の 10a 当たり収量(405kg/10a)を用いる。
- (4) 具体的な配分数量については、東京都の 22 年産の生産目標面積 230ha(生産数量目標 930 トン)に対し、21 年産の東京都の水稲作付面積 186ha(753 トン)であるため、東京都内の水田において 21 年産の作付実績がある農業者については、その範囲内の数量を配分する。

なお、21年産の作付実績を把握するため、農業共済に加入している場合は、水稲共済引受実績で確認する。農業共済に加入していない場合は、農地基本台帳（または当該農地が確認できる図面等）の写しの提出を受けるとともに、統計調査、販売実績等の資料で確認する。

（5）21年産の作付実績について、やむを得ない理由により平年の作付実績と差のある農業者においては、東京都水田農業推進協議会に申立てを提出し、申立て理由が適当と認められた場合、20年産の作付実績等で配分を受けることも可能とする。

（6）また、（4）に該当しない農業者からのモデル対策への参加申出については、農地基本台帳（または当該農地が確認できる図面等）の写しの提出を受け、水田等の把握を行うとともに、21年田本地面積（285ha）と22年産生産目標面積（230ha）からそれぞれ21年産の東京都の水稲作付面積（186ha）を引いた面積の比率で配分する。

注：水稲作付面積、田本地面積、耕地面積については、農林水産統計の公表数字を使用。